

令和5年度「地域年金展開事業」事業計画（案）

【地域年金事業運営調整会議資料用 暫定版】

令和5年2月

岐阜県内年金事務所
(岐阜県代表事務所岐阜北年金事務所)



目 次

I	はじめに	P.2
II	事業内容	
1.	地域連携事業	P.3-P.4
2.	年金セミナー事業	P.5
3.	地域相談事業	P.6
4.	年金委員活動支援事業	P.7-P.8
5.	地域年金事業運営調整会議	P.9
III	重点取組目標	P.10

I はじめに

公的年金制度は、「世代と世代の支え合い」と言われるよう、広く世代・年齢、地域・職域を越えた社会連帯の下に成立しており、これはいかなる制度設計の下でも普遍的なものであります。

公的年金制度の運営にあたる日本年金機構にとって、地域、教育、企業の中での年金制度の周知、理解、支援のネットワークの再生・再構築が喫緊の課題であり、年金制度に対する理解をより深め制度加入や保険料納付に結びつけるため、平成24年度からそれぞれの地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」（呼称：地域年金展開事業）を実施しています。

地域展開事業は、国民年金および厚生年金の適用や収納、給付、年金相談といった基幹業務における基盤となる事業であります。

令和5年度においても、新型コロナウイルスの状況を確認しながら、感染防止対策を徹底したうえで、上記の観点を踏まえて事業を実施します。

II 事業内容

1. 地域連携事業（市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等への取組）

（1）目的

正しい年金制度の知識や手続き、制度改正等の情報等を地域において周知することは、地域年金展開事業の核となる重要な取組であるため、市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体（社会保険労務士会、社会保険委員会、社会保険協会、地域型年金委員連絡会等）と連携し、地域に根付いた情報提供活動を積極的に実施します。

（2）主な事業内容

①チラシ・ポスター等の配付

市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等に依頼し、年金制度に関するチラシ・ポスター等の配付、掲示板へのポスター掲示等による周知活動を実施します。

なお、令和5年度においては、「特例的な繰下げみなし増額制度」が開始されるほか、令和4年度に改正された「年金受給開始時期の選択肢の拡大」や「繰上げ減額率の見直し」「65歳未満の在職老齢年金の見直し」と「65歳以上の在職定時改定の導入」等の制度改正が受給者に本格的に影響を及ぼす時期となるため、引き続き積極的な周知活動を行います。

また、これらを進めるにあたっては、年金委員年間活動計画表に基づき、地域型、職域型それぞれの年金委員と連携した取組を積極的に実施します。

II 事業内容

1. 地域連携事業（市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等への取組）

②年金制度説明会の開催

市町、自治会、事業所、ハローワーク等の関係機関、関係団体と連携し、年金制度説明会の開催による周知活動を積極的に実施します。

令和5年度についても、Web会議システムを使用した非対面型による実施を基本としますが、相手先機関から要請があり、当該機関における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が可能な場合は、対面型による実施も可能とします。

なお、これらの実施にあたっては、年金請求手続きや在職老齢年金等を主なテーマとした退職間近者向けの年金制度説明会や年金制度の概要等をテーマとした新入社員向けの年金制度説明会のほか、市町職員向けの実務研修に加え年金制度説明会の実施を検討し、積極的にアプローチを行うことで、実施拡充に努めます。

2. 年金セミナー事業（教育機関への取組）

（1）目的

年金セミナー事業は、学生・生徒等の若年層に対して、年金制度の正しい知識や手続きを理解していただくこと、また、公的年金制度が身近で重要なものであることを学んでいただくための地域年金展開事業の核となる重要な取組であるため、更なる拡充に向けて積極的に取り組みます。

また、引き続き若手職員を中心とした講師の育成を進めるとともに、20歳の学生に対する国民年金学生納付特例制度の周知等、より若年層に有効となるよう受講者に応じた教材の見直しや対象校へのアプローチを進め、更なる充実を図ります。

（2）主な事業内容

大学、短期大学、専門学校、高等学校（夜間学校を含む）、中学校、小学校等の学生・生徒を対象とした年金セミナーを実施します。

令和5年度についても、Web会議システムを使用した非対面型による実施を基本としますが、教育機関から要請があり、当該機関における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が可能な場合は、対面型による実施も可能とします。なお、これらの実施に向けたアプローチにおいては、地域年金推進員を積極的に活用するとともに、官公庁等（財務（支）局、労働局、国税局、社会保険労務士会など）が実施する他のセミナーとのタイアップによる実施方法を積極的に検討することで、その拡充に努めます。

また、保護者や教職員の制度理解を深めていくことも非常に重要であることから、PTAや教職員を対象とした年金セミナーについても積極的にアプローチを行い、拡充に努めます。

3. 地域相談事業（市町村、自治会、事業所、関係機関、関係団体等への取組）

（1）目的

年金事務所の混雑の緩和と、年金事務所から遠隔地のお客様に対する利便性およびサービスの向上。

（2）主な事業内容

各年金事務所が主体となり、市役所・町村役場、自治会、大学、事業所、ハローワーク、ジョブカフェ、商業施設等において出張年金相談会（学生納付特例申請窓口、免除申請窓口含む）を実施します。なお、アプローチについては、原則、電話・文書による対応としますが、相手先機関から要請があった場合には、対面によるアプローチの実施を可能とします。

なお、実施の可否にあたっては、県内年金事務所管轄内の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて慎重に判断し対面にて開催の際は、マスクの着用や手指消毒等、感染防止対策を徹底した上で実施します。

4. 年金委員活動支援事業

(1) 目的

年金委員の役割は、国民に政府管掌年金事業に関する理解を高めるための啓発、相談助言等を行う事とされています。（日本年金機構法第30条2項より）そのため、日本年金機構では、政府管掌年金事業に関する情報をわかりやすく提供し、年金委員が相互に連携して円滑に活動する環境を整備するとともに、年金委員活動の活性化を図ります。

(2) 具体的な取組内容

①委嘱拡大

・新規適用の手続きに来所された事業所 ・既存の未推薦事業所等 ・職域型年金委員を解嘱となる方 等に対し各年金事務所において原則、電話・文書による対応としますが、相手先機関から要請があった場合は、対面によるアプローチの実施を可能とします。対面にて勧奨する際は、マスクの着用や手指消毒等、感染防止対策を徹底した上で実施します。

②活動支援

・各年金事務所において年金委員に関する管理業務を行います。・地域年金展開事業年度計画の地域型年金委員への提示と協力要請 ・年金委員の推薦・委嘱に関わる事務 ・年金委員名簿管理 ・研修の企画・運営 ・意見交換会の開催 ・資料提供 ・イベント（年金月間）の開催 ・活動に向けた情報発信等を実施します。

4. 年金委員活動支援事業

③活動要請

地域型年金委員連絡会や年金委員研修等の機会を通じて年金委員へ伝達し、より具体的に協力を依頼します。

- ・地域型年金委員連絡会の開催 令和4年度より、岐阜県下に「岐阜県地域型年金委員連絡会」を設置し各年金事務所管内に「地域型年金委員地区連絡会」を組織して、地域型年金委員と年金事務所間の情報共有、活動依頼、支援事項の伝達及び地域型年金委員相互間の情報共有を図ることを目的とした連絡会を四半期に1回定期的に開催します。

④情報提供

- ・年金委員研修の実施
- ・全国年金委員研修の実施
- ・日本年金機構HPにある「年金委員通信」
- ・メールマガジンの配信
- ・各種チラシ・パンフレットの配布

⑤年金委員表彰

- ・多年にわたり、政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した方に対し、その功績をたたえ、労苦に報いるとともに、併せて政府管掌年金事業の一層の推進に寄与していただく事を趣旨として行います。

5. 地域年金事業運営調整会議

地域年金展開事業は、地域・教育・企業の中で公的年金制度に対する理解をより深め、世代・年齢、地域・職域を越えた社会連帯を図ることを目的としています。そのため、各都道府県に有識者や関係機関、関係団体等の民間委員から構成される「地域年金事業運営調整会議」を設置し、地域に密着した公的年金制度の周知方法や納付率向上策等について意見交換を行います。

III 重点取組目標

年金セミナー及び年金制度説明会の実施

地域、教育、企業の中での年金制度周知を図るため地域年金展開事業を推進する。岐阜県内の令和5年度の目標は、中部地域部における令和5年度の目標をふまえ、以下の制度説明会を含めた「年金セミナー及び制度説明会」の10回以上の実施」とします。

1年金事務所あたり	「年金セミナー及び年金制度説明会」の10回以上の実施
-----------	----------------------------

- ・20歳到達者向けの国民年金制度説明会 1回
- ・適用事業所担当者向け制度・事務手続き説明会 3回
- ・職域型年金委員に対する「厚生年金保険・健康保険に関する制度及び事務手続き 2回以上

※令和4年度の目標であり、今後、機構本部が示す令和5年度ガイドラインに基づき変更となる可能性あり。